

参考条文

第1 少年法（少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号）による改正後のもの）

第二条（定義）（下線部分は改正部分）

- 1 この法律において「少年」とは、二十歳に満たない者をいう。
- 2 この法律において「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

第十条（付添人）（下線部分は改正部分）

- 1 少年並びにその保護者、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人を選任することができる。ただし、弁護士を付添人に選任するには、家庭裁判所の許可を要しない。
- 2 保護者は、家庭裁判所の許可を受けて、付添人となることができる。

第十七条（観護の措置）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、決定をもつて、次に掲げる観護の措置をとることができる。
 - 一 家庭裁判所調査官の観護に付すること。
 - 二 少年鑑別所に送致すること。
- 2 同行された少年については、観護の措置は、遅くとも、到着のときから二十四時間以内に、これを行わなければならない。検察官又は司法警察員から勾留又は逮捕された少年の送致を受けたときも、同様である。
- 3 第一項第二号の措置においては、少年鑑別所に収容する期間は、二週間を超えることができない。ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもつて、これを更新することができる。
- 4 前項ただし書の規定による更新は、一回を超えて行うことができない。ただし、第三条第一項第一号に掲げる少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件でその非行事実（犯行の動機、態様及び結果その他の当該犯罪に密接に関連する重要な事実を含む。以下同じ。）の認定に関し証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定したもの又はこれを行つたものについて、少年を収容しなければ審判に著しい支障が生じるおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合には、その更新は、更に二回を限度として、行うことができる。

- 5 第三項ただし書の規定にかかわらず、検察官から再び送致を受けた事件が先に第一項第二号の措置がとられ、又は勾留状が発せられた事件であるときは、収容の期間は、これを更新することができない。
- 6 裁判官が第四十三条第一項の請求により、第一項第一号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第一号の措置とみなす。
- 7 裁判官が第四十三条第一項の請求により第一項第二号の措置をとつた場合において、事件が家庭裁判所に送致されたときは、その措置は、これを第一項第二号の措置とみなす。この場合には、第三項の期間は、家庭裁判所が事件の送致を受けた日から、これを起算する。
- 8 観護の措置は、決定をもつて、これを取り消し、又は変更することができる。
- 9 第一項第二号の措置については、収容の期間は、通じて八週間を超えることができない。ただし、その収容の期間が通じて四週間を超えることとなる決定を行うときは、第四項ただし書に規定する事由がなければならない。
- 10 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第八項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第十八条（児童福祉法の措置）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認めるときは、決定をもつて、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致しなければならない。
- 2 第六条の七第二項の規定により、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた少年については、決定をもつて、期限を付して、これに対してとるべき保護の方法その他の措置を指示して、事件を権限を有する都道府県知事又は児童相談所長に送致することができる。

第十九条（審判を開始しない旨の決定）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならない。
- 2 家庭裁判所は、調査の結果、本人が二十歳以上であることが判明したときは、前項の規定にかかわらず、決定をもつて、事件を管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

第二十条（検察官への送致）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るものについては、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

第二十三条（審判開始後保護処分に付しない場合）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、審判の結果、第十八条又は第二十条にあたる場合であると認めるときは、それぞれ、所定の決定をしなければならない。
- 2 家庭裁判所は、審判の結果、保護処分に付することができず、又は保護処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。
- 3 第十九条第二項の規定は、家庭裁判所の審判の結果、本人が二十歳以上であることが判明した場合に準用する。

第二十四条（保護処分の決定）（改正なし）

- 1 家庭裁判所は、前条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもつて、次に掲げる保護処分をしなければならない。ただし、決定の時に十四歳に満たない少年に係る事件については、特に必要と認める場合に限り、第三号の保護処分をすることができる。
 - 一 保護観察所の保護観察に付すること。
 - 二 児童自立支援施設又は児童養護施設に送致すること。
 - 三 少年院に送致すること。
- 2 前項第一号及び第三号の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

第二十六条（決定の執行）（下線部分は改正部分）

- 1 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定をしたときは、家庭裁判所調査官、裁判所書記官、法務事務官、法務教官、警察官、保護観察官又は児童福祉司をして、その決定を執行させることができる。

- 2 家庭裁判所は、第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項並びに第二十四条第一項第二号及び第三号の決定を執行するため必要があるときは、少年に対して、呼出状を発して、その呼出しをすることができる。
- 3 家庭裁判所は、少年が、正当な理由がなく、前項の規定による呼出しに応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その少年に対して、同行状を発して、その同行をすることができる。
- 4 家庭裁判所は、少年が保護のため緊急を要する状態にあつて、その福祉上必要であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その少年に対して、同行状を発して、その同行をすることができる。
- 5 第十三条の規定は、前二項の同行状に、これを準用する。
- 6 裁判長は、急速を要する場合には、第一項及び第四項の処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第四十五条（検察官へ送致後の取扱い）（下線部分は改正部分）

家庭裁判所が、第二十条第一項の規定によつて事件を検察官に送致したときは、次の例による。

- 一 第十七条第一項第一号の措置は、その少年の事件が再び家庭裁判所に送致された場合を除いて、検察官が事件の送致を受けた日から十日以内に公訴が提起されないときは、その効力を失う。公訴が提起されたときは、裁判所は、検察官の請求により、又は職権をもつて、いつでも、これを取り消すことができる。
- 二 前号の措置の継続中、勾留状が発せられたときは、その措置は、これによつて、その効力を失う。
- 三 第一号の措置は、その少年が満二十歳に達した後も、引き続きその効力を有する。
- 四 第十七条第一項第二号の措置は、これを裁判官のした勾留とみなし、その期間は、検察官が事件の送致を受けた日から、これを起算する。この場合において、その事件が先に勾留状の発せられた事件であるときは、この期間は、これを延長することができない。
- 五 検察官は、家庭裁判所から送致を受けた事件について、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑があると思料するときは、公訴を提起しなければならない。ただし、送致を受けた事件の一部について公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑がないか、又は犯罪の情状等に影響を及ぼすべき新たな事情を発見したため、訴追を相当でないと思料するときは、この限りでない。送致後の状況により訴追を相当でないと思料するときも、同様である。

六 第十条第一項の規定により選任された弁護士である付添人は、これを弁護人とみなす。

七 第四号の規定により第十七条第一項第二号の措置が裁判官のした勾留とみなされた場合には、勾留状が発せられているものとみなして、刑事訴訟法中、裁判官による被疑者についての弁護人の選任に関する規定を適用する。

第四十五条の二（改正なし）

前条第一号から第四号まで及び第七号の規定は、家庭裁判所が、第十九条第二項又は第二十三条第三項の規定により、事件を検察官に送致した場合に準用する。

第六十二条（検察官への送致についての特例）（新設）

1 家庭裁判所は、特定少年（十八歳以上の少年をいう。以下同じ。）に係る事件については、第二十条の規定にかかわらず、調査の結果、その罪質及び情状に照らして刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、特定少年に係る次に掲げる事件については、同項の決定をしなければならない。ただし、調査の結果、犯行の動機、態様及び結果、犯行後の情況、特定少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。

一 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であつて、その罪を犯すとき十六歳以上の少年に係るもの

二 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件であつて、その罪を犯すとき特定少年に係るもの（前号に該当するものを除く。）

第六十四条（保護処分についての特例）（新設）

1 第二十四条第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所は、第二十三条の場合を除いて、審判を開始した事件につき、少年が特定少年である場合には、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内において、決定をもつて、次の各号に掲げる保護処分のいずれかをしなければならない。ただし、罰金以下の刑に当たる罪の事件については、第一号の保護処分に限り、これを行うことができる。

一 六月の保護観察所の保護観察に付すること。

- 二 二年の保護観察所の保護観察に付すること。
- 三 少年院に送致すること。
- 2 前項第二号の保護観察においては、第六十六条第一項に規定する場合に、同項の決定により少年院に収容することができるものとし、家庭裁判所は、同号の保護処分をするときは、その決定と同時に、一年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して同項の決定により少年院に収容することができる期間を定めなければならない。
- 3 家庭裁判所は、第一項第三号の保護処分をするときは、その決定と同時に、三年以下の範囲内において犯情の軽重を考慮して少年院に収容する期間を定めなければならない。
- 4 勾留され又は第十七条第一項第二号の措置がとられた特定少年については、未決勾留の日数は、その全部又は一部を、前二項の規定により定める期間に算入することができる。
- 5 第一項の保護処分においては、保護観察所の長をして、家庭その他の環境調整に関する措置を行わせることができる。

第2 少年審判規則（現行）

第二条（決定書）

- 1 決定をするときは、裁判官が、決定書を作つてこれに署名押印しなければならない。合議体で決定をする場合において、決定書に署名押印できない裁判官があるときは、他の裁判官の一人（当該署名押印できない裁判官が裁判長以外の裁判官である場合は、裁判長）が、その事由を付記して署名押印しなければならない。
- 2 前項の規定により署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができる。
- 3 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、第一項の規定による署名押印又は前項の規定による記名押印に代えて押印することができる。
 - 一 事件を終局させる決定
 - 二 法第五条第二項及び第三項、第十七条第一項及び第三項ただし書、第十七条の二第四項前段（第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）において準用する第三十三条、第十七条の四第一項本文、第二十二条の二第一項（法において準用し、又はその例による場合を含む。次項第五号において同じ。）、第二十四条の二、第二十五条、第三十二条の四第三項並び

に第三十四条ただし書（第三十五条第二項前段において準用する場合を含む。）の決定

三 第四十六条の三第七項の決定

4 決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 理由

三 少年の氏名及び年齢

四 少年の職業、住居及び本籍

五 当該審級において法第二十二条の二第一項の決定をした事件を終局させる決定の決定書においては、同項の決定をした旨及び当該決定に係る事件を特定するに足りる事項

5 次の各号に掲げる決定を除く決定の決定書には、前項第二号及び第四号に掲げる事項の記載を省略することができる。

一 法第十七条第一項第二号及び第三項ただし書の決定

二 法第二十条、第二十四条及び第二十四条の二の決定

三 法第二十七条の二第一項及び第二項本文の決定

四 法第三十三条（第十七条の二第四項前段（第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第三十五条第二項前段において準用する場合を含む。）の決定

五 法第二十二条の二第一項の決定（以下「検察官関与決定」という。）をした事件についての保護処分につさない決定

6 決定書には、記録中の書類の記載を引用することができる。

7 裁判長は、相当と認めるときは、決定を調書に記載させて決定書に代えることができる。

第三条（決定の告知）

1 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、審判期日において言い渡さなければならない。

一 法第二十四条第一項の決定

二 検察官関与決定をした事件についての法第二十三条の決定

2 次に掲げる決定を告知するには、裁判長が、少年の面前で言い渡さなければならない。

一 法第十七条第一項（次項第一号の場合を除く。）、第十七条の四第一項本文（次項第二号の場合を除く。）、第二十三条（前項第二号の場合を除く。）及び第二十五条の決定

- 二 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件についての法第二十条の決定
- 3 次に掲げる決定を告知するには、当該決定をする裁判官が、少年の面前で言い渡さなければならない。
 - 一 法第十七条第十項の規定による同条第一項の決定
 - 二 法第十七条の四第二項の規定による同条第一項本文の決定
- 4 決定は、前三項の場合を除いては、相当と認める方法によつて告知する。法第二十三条第二項及び第三項（第一項第二号の場合を除く。）並びに第二十五条の決定について、第二項第一号の規定によることができないとき又はこれによることが相当でないと認めるときも、同様である。
- 5 法第十九条の決定は、前項の規定によることができないときは、告知することを要しない。
- 6 裁判所書記官は、第一項から第四項までの場合には告知の方法、場所及び年月日を、前項の場合には告知しなかつた旨を決定書又は決定を記載した調書に付記して押印しなければならない。

第四条（決定と同行状の執行指揮）

- 1 法第十七条第一項第二号、第十七条の四第一項本文、第十八条、第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十六条の二本文及び第二十七条の二第五項本文の決定並びに同行状は、決定をし又は同行状を發した家庭裁判所の裁判官の指揮によつて執行する。
- 2 前項の指揮は、決定書の原本、決定書若しくは決定を記載した調書の謄本若しくは抄本又は同行状に押印して行うものとする。但し、急速を要するときは、少年の氏名及び年齢、決定の主文、告知の年月日、裁判所並びに裁判官の氏名を記載した書面に押印して行うことができる。

第五条（決定の通知）

- 1 家庭裁判所は、検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けた事件について法第十八条から第二十条まで、第二十三条又は第二十四条第一項の決定をしたときは、その旨を送致をした者に通知しなければならない。保護観察所長から更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第六十八条第一項の規定による通告を受けた事件について法第二十四条第一項の決定をしたときも、同様とする。
- 2 法第五十五条の規定によつて移送を受けた事件については、前項の規定を準用する。

- 3 家庭裁判所は、法第二十七条及び第二十七条の二第一項の規定により保護処分を取り消したときは、その旨を保護処分を執行している保護観察所、児童自立支援施設、児童養護施設又は少年院の長に通知しなければならない。

第二十一条の二（少年鑑別所等への通知）

家庭裁判所は、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件の送致を受けたときは、その旨を少年を収容している少年鑑別所、少年院又は刑事施設に通知しなければならない。法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をしたときも、同様である。

第二十二条（観護の措置に関する通知・法第十七条等）

観護の措置をとり又はこれを取り消し若しくは変更したときはその旨を、法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をしたときは法第四十五条第四号の規定により法第十七条第一項第二号の措置が勾留とみなされる旨を速やかに保護者及び付添人のうちそれぞれ適当と認める者に通知しなければならない。

第二十四条（検察官への送致の方式・法第二十条）

事件を検察官に送致する決定をするには、罪となるべき事実及びその事実に適用すべき罰条を示さなければならない。

第二十四条の二（観護の措置が勾留とみなされる場合の告知等・法第四十五条第四号等）

- 1 法第十七条第一項第二号の措置がとられている事件について、法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をするときは、裁判長が、あらかじめ、本人に対し、罪となるべき事実並びに刑事訴訟法第六十条第一項各号の事由がある旨及び弁護人を選任することができる旨を告げなければならない。ただし、少年又は保護者が選任した弁護士である付添人があるときは、弁護人を選任することができる旨は告げることを要しない。
- 2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、本人は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

- 3 第一項の裁判長は、本人に弁護人を選任することができる旨を告げる際に、本人に対し、貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。この場合においては、刑事訴訟法第二百七条第四項の規定を準用する。
- 4 前三項の規定により告知及び教示をする場合には、裁判所書記官が立ち会い、調書を作成する。

第二十四条の三（観護の措置が勾留とみなされる場合の勾留場所・法第四十五条第四号等）

- 1 検察官は、あらかじめ、裁判長に対し、法第十七条第一項第二号の措置により少年鑑別所に收容されている者について法第十九条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）又は第二十条の決定をするときは本人を他の少年鑑別所若しくは刑事施設に收容すること又は刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十五条第一項の規定により留置施設に留置することに同意するよう請求することができる。
- 2 検察官は、前項の同意があつた場合には、その同意に係る少年鑑別所若しくは刑事施設又は留置施設に本人を收容し、又は留置する。
- 3 検察官は、第一項の請求をしない場合又は同項の同意がない場合には、本人が法第十七条第一項第二号の措置により收容されていた少年鑑別所に本人を收容する。

第三十五条（保護処分 of 決定の言渡・法第二十四条）

- 1 保護処分 of 決定を言い渡す場合には、少年及び保護者に対し、保護処分 of 趣旨を懇切に説明し、これを十分に理解させるようにしなければならない。
- 2 前項の場合には、二週間以内に抗告の申立書を裁判所に差し出して抗告をすることができる旨を告げなければならない。

第三十六条（保護処分 of 決定の方式・法第二十四条）

罪を犯した少年の事件について保護処分 of 決定をするには、罪となるべき事実及びその事実に適用すべき法令を示さなければならない。

第三十七条（各種 of 保護処分 of 形式と通知等・法第二十四条）

- 1 法第二十四条第一項第一号 of 決定をするには、保護観察をすべき保護観察所を、同項第三号 of 決定をするには、送致すべき少年院の種類（少年院法

(平成二十六年法律第五十八号) 第四条第一項第一号から第三号までに掲げるものに限る。)を指定するものとする。

- 2 法第二十四条第一項第一号の決定をしたときは保護観察所長に、同項第二号の決定をしたときは児童相談所長に、同項第三号の決定をしたときは少年鑑別所長に、速やかにその旨を通知しなければならない。
- 3 保護観察所長に前項の通知をするときは、保護観察を受けるべき者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項に関する意見も通知しなければならない。

第三十九条 (環境調整の措置・法第二十四条)

保護観察所長をして家庭その他の環境調整に関する措置を行わせる場合には、環境についての調査の結果を通知し、且つ必要な事項を指示しなければならない。

第3 刑事訴訟法

第七十六条 (外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和2年法律第33号) による改正後のもの、下線部分は改正部分)

- 1 被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。
- 2 前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たっては、弁護士、弁護士法人(弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。以下同じ。)又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。
- 3 第一項の告知及び前項の教示は、合議体の構成員又は裁判所書記官にこれをさせることができる。
- 4 第六十六条第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知及び第二項の教示は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。ただし、裁判所書記官にその告知及び教示をさせることができる。

第七十九条 (現行)

被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第4 刑事訴訟規則（現行）

第七十九条（勾留の通知・法第七十九条）

被告人を勾留した場合において被告人に弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹がないときは、被告人の申出により、その指定する者一人にその旨を通知しなければならない。